

# Diocese of Takamatsu

カトリック高松司教区

〒760-0074

香川県高松市桜町1-8-9

E-mail: catholic-takamatsu@takamatsu.catholic.ne.jp

電話 087-831-6659 FAX 087-833-1484

Catholic Diocese of Takamatsu

Prot.No. 31 / 20



Chancery Office

Catholic Diocese of Takamatsu

Sakuramachi 1-8-9,

Takamatsu-shi, 760-0074

Kagawa-ken, Japan.

E-mail: catholic-takamatsu@takamatsu.catholic.ne.jp

TEL.087-831-6659 FAX.087-833-1484

2020年5月15日

カトリック高松教区の皆さま（5月14日の内閣通達を受けて）

高松教区 司教  
使徒ヨハネ 諏訪榮治郎

† 主の平和

昨日5月14日に内閣官房より、令和2年4月7日に出された新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を京都府・大阪府・兵庫県など8都道府県を除いて解除することが発表されました。これまで高松教区としては、コロナウイルス感染の拡大阻止と終結に向け国民一丸となって外出自粛などが求められていることへの教会としての社会的責任を考え、政府の緊急事態宣言に合わせ「緊急事態宣言が解除されるまで、教区内各小教区での主日の公開ミサは自粛する」ようにいたしておりましたが、四国四県については緊急事態宣言の対象地域から外れました。しかし、内閣官房の発表にもある通りコロナウイルス感染は収束したわけではなく、引き続き感染拡大の防止への国民の協力が求められています。

「教区としては、今しばらく、現状の自粛体制を続けます」

皆さまが教会活動の現状に困惑し不便を耐え忍んで居て下さっていること、もうそれも限界に近いことは、私たち司牧者も良く分かっております。日々の祈りの中でも神さまの御心を尋ね、また、社会と教会との一日も早い正常化を願う毎日ですが、感染から国民を護り信徒を護るという立場からコロナウイルス感染拡大阻止とこの事態の収束のために、今少し、皆さまとともに耐え忍びたいと決意をあらためています。先の教区通達を参考にして頂きたいですが、今の制限下でも教会活動は続いています。大勢の人が皆で集まることはできなくても10人以下の小人数なら、「三密」を避けるなど必要な感染防護策を講じた上ではありますが、集まったり活動したりすることはできます。祈りや個人的な聖体拝領などはもとより、聖堂や教会の整備や掃除、勉強会なども工夫することができます。

順調に社会状況が推移すれば5月31日の聖霊降臨の大祝日（聖母聖月の最終日でもあります）には、無理のない範囲でほぼ正常に、教会活動を再開できるのではと期待しております。今月下旬に改めて各小教区宛のファックスと教区ホームページでお知らせする予定です。